

原子力損害賠償制度専門部会報告書のポイント

一 次期通常国会における法律改正事項

1. 賠償措置額の引き上げ

①国際的動向及び民間保険引受能力等を勘案し、賠償措置額を引き上げ。

◇現行300億円 → 600億円

1万キロワット超の原子炉の運転、再処理

②賠償措置の特例額についても、各々2倍に引き上げ。（政令改正事項）

◇現行60億円 → 120億円

100キロワット超1万キロワット以下の原子炉の運転、プルトニウム燃料の加工・使用・運搬、ガラス固化体の輸送・管理、使用済燃料の運搬等

◇現行10億円 → 20億円

100キロワット以下の原子炉の運転、核燃料物質の加工・使用・運搬、廃棄物の埋設・管理・運搬等

〔※原子炉の解体、使用済核燃料の発電所外の貯蔵、R1・研究所等廃棄物処分施設等については、今後適切な時期に見直し。〕

2. 原賠法第20条の適用期限の延長

平成11年末に適用期限を迎える政府補償契約（第10条）及び国の援助（第16条）の規定について、適用期限を10年間延長。

二 その他

1. 今後の検討課題

①死亡又は身体障害に係る賠償請求権の除斥期間について、今後の国際的動向及び他の法制度への影響等をも考慮しつつ、現行の20年から30年に変更する方向で慎重に検討。

②よりきめ細かな被害者救済を目指すという観点から、無限責任制度との整合性をも考慮しつつ、損害の認定基準等の作成を含めて原子力損害の概念について中長期的に検討。

2. 原子力損害賠償に関する諸条約への対応

原子力事故による被害者の迅速かつ確実な救済のためには、我が国を含む近隣諸国が原子力損害賠償に係る国際条約への加盟等を行うことが望ましい。このスタンスのもと、我が国がリーダーシップをとって、近隣諸国の原子力損害賠償制度の充実を促す等積極的な取組を行う。